

## 社会資本総合整備計画(防災・安全交付金)

### 神奈川県内における住宅・建築物安全ストック形成事業(防災・安全)(第2期)

神奈川県、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、湯河原町、愛川町

平成28年 3月	策定
平成28年 6月	第 1回変更
平成29年 3月	第 2回変更
平成30年 3月	第 3回変更
平成30年 8月	第 4回変更
平成31年 1月	第 5回変更
平成31年 2月	第 6回変更
令和元年11月	第 7回変更
令和元年12月	第 8回変更
令和 2年 3月	第 9回変更
令和 2年 7月	第10回変更
令和 3年 1月	第11回変更





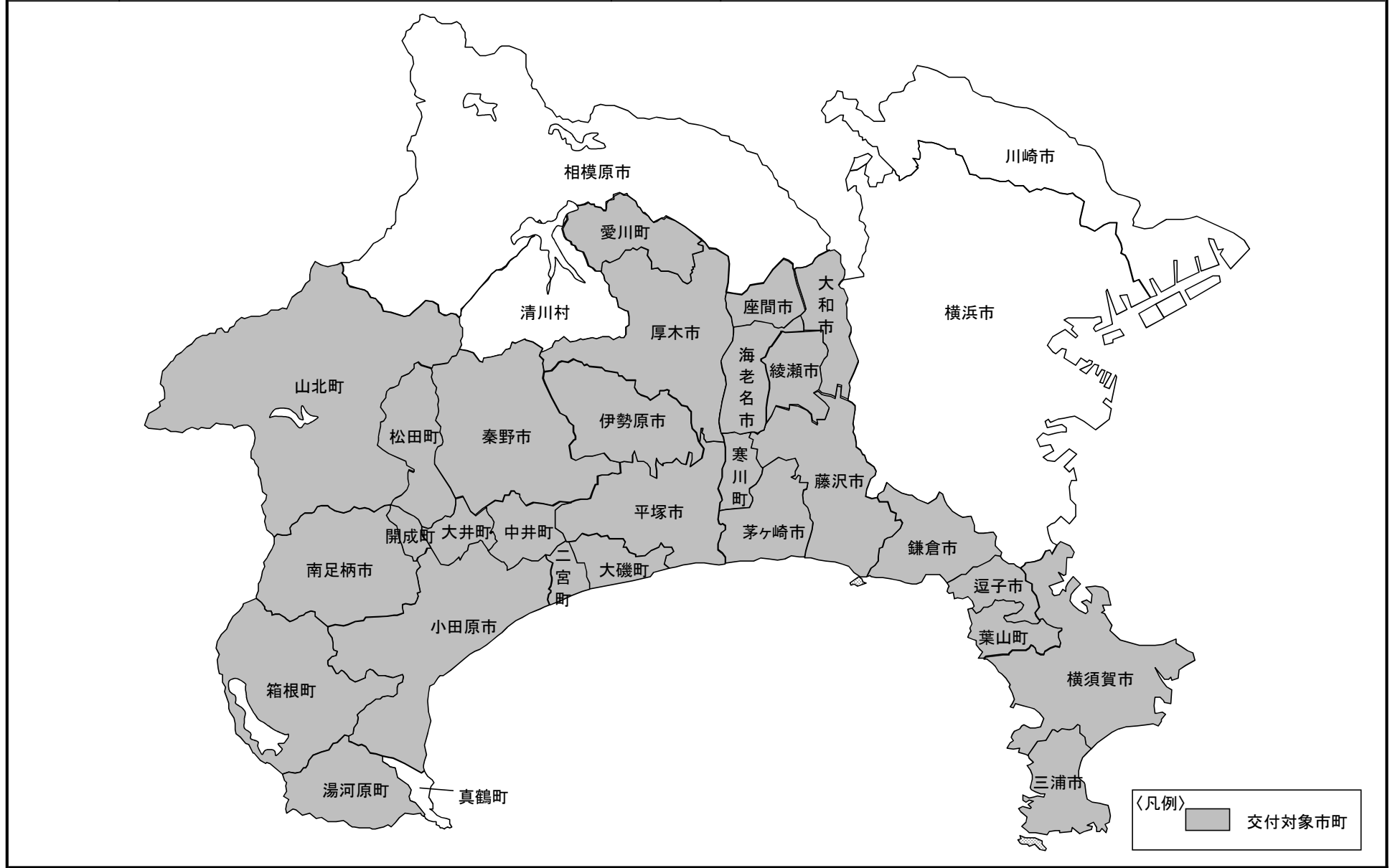
交付金の執行状況

(単位：百万円)

	H28	H29	H30	H31	R2	R3
配分額 (a)	1,394.458	624.516	505.478	585.196	555.940	104.699
計画別流用 増△減額 (b)	△ 642.562	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
交付額 (c=a+b)	751.896	624.516	505.478	585.196	555.940	104.699
前年度からの繰越額 (d)	0.000	17.751	198.072	0.000	215.243	19.009
支払済額 (e)	734.145	442.112	701.604	366.160	582.933	118.658
翌年度繰越額 (f)	17.751	198.072	0.000	215.243	19.009	0.000
うち未契約繰越額 (g)	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
不用額 (h = c+d-e-f)	0.000	2.083	1.946	3.793	169.241	5.050
未契約繰越＋不用率 (h = (g+h)/(c+d))	0.0%	0.3%	0.3%	0.6%	21.9%	4.1%
未契約繰越＋不用率が10%を超えている 場合その理由					民間事業の申請件 数の減による	

(参考図面) 地域住宅支援

計画の名称	1 神奈川県内における住宅・建築物安全ストック形成事業(防災・安全)(第2期)		
計画の期間	平成28年度 ~ 令和3年度 (6年間)	交付対象	神奈川県、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、湯河原町、愛川町



〈凡例〉  
 交付対象市町

# 社会資本整備総合交付金チェックシート

(防災・安全交付金)

計画の名称: 神奈川県内における住宅・建築物安全ストック形成事業(防災・安全)(第2期)

事業主体名: 神奈川県他28市町

チェック欄

I. 目標の妥当性	
★①計画の目標が基本方針と適合している。	○
★②地域の住宅ストックや住環境整備の状況等、現状分析が適切になされている。	○
★③地域の住宅政策上の課題を的確に踏まえた目標となっている。	○
★④関連する各種計画(耐震改修促進計画)との整合性が確保されている。	○
⑤緊急性の高い課題に取り組む内容となっている。 (該当するものに○) ア 老朽化した住宅ストックの更新      イ 安全面、衛生面等の居住環境の改善 ウ 子育て世帯、高齢者、障害者等の居住の安定の確保      エ 既存住宅ストックの有効活用 オ まちなか居住の推進      カ 地方定住の推進 キ その他(地域の実情に応じた緊急性の高い課題を記入)	○
⑥数値目標や指標を用いるなど、客観的かつ具体的な目標となっている。	○
II. 計画の効果・効率性	
★①事業内容は、計画の目標を達成する上で適切なものとなっている。	○
★②十分な事業効果が得られることが確認されている。	○
③事業効果は、数値、指標等を用いて客観的に示されている。	○
④事業の実施に当たり、福祉施策等との連携が図られている。	○
⑤事業の実施に当たり、民間活力の活用が図られている。	○
⑥事業効果をより高めるため、ハード事業とソフト事業を効果的に組み合わせる等の工夫がなされている。	○
⑦地域の実情に応じた創意工夫に基づく事業が盛り込まれている。	○
⑧地域再生計画に地域住宅交付金の活用についての記載をしており、内閣総理大臣の評価を受けている。 (評価結果として該当するものに○) ア 80点以上      イ 60~79点      ウ 60点未満	○
III. 計画の実現可能性	
★①事業熟度が十分である。	○
★②計画に記載された事業に関連する地方公共団体等の理解が得られている。	○
★③耐震改修促進計画を公表することとしている。	○
④協議会等、関係地方公共団体等の意見調整の場が設けられている。	○
⑤計画内容に関し、住民に対する事前説明が行われている。	○
⑥計画期間中の計画管理(モニタリング)体制が適切である。	○

(★は必須事項)